

# 相続税対策の養子縁組 最高裁、「無効」見直しへ

13/20

相続税対策で結んだ養子縁組が有効かどうかを遺族同士が争った訴訟の

上告審で、最高裁第3小  
法廷（木内道祥裁判長）  
は20日、双方の意見を聞

く弁論を開いた。判決は  
来々年1月31日。二審の結  
論を変更するには弁論を  
開く必要があり、養子縁  
組を無効とした二審・東  
京高裁判決が見直される  
可能性が高い。  
昨年の相続増税を受  
け、養子縁組は相続税対  
策として注目されてい  
る。今回の訴訟では一、二  
審で結論が分かれたが、

節税目的であることを理  
由に裁判で養子縁組が無  
効となる例は少ない。  
争われているのは、2  
013年に亡くなった福  
島県の男性（当時82）と  
孫の養子縁組。男性は亡  
くなる前年、長男の息子  
である孫と縁組をした。  
これに対し、男性の長女  
らが「養子縁組は無効」  
と提訴。一審・東京家裁  
判決は有効としたが、二  
審判決は男性が税理士か  
ら節税効果の説明を受け  
ていたことなどを考慮し  
「相続税対策が目的で、  
真の親子関係をつくる意  
思がなかった」として無  
効と結論づけた。  
20日の弁論で、孫側は  
「縁組の意思がないとし  
た二審は誤り」と主張。  
長女らの側は「親子とし  
ての精神的なつながりを  
つくる意思がない縁組は  
容認できない」とした。  
相続税法は、実子がい  
れば養子1人、実子がい  
なければ養子2人まで法  
定相続人にできると規  
定。法定相続人が増える  
と相続税が課税されない  
非課税枠（基礎控除）が広  
がるため、養子縁組には  
一定の節税効果がある。